

平成 23 事業年度計画

独立行政法人航海訓練所平成 23 事業年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成 23 事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

内航用練習船就航後における、船員教育機関 15 校（商船系大学 2 校、商船系高等専門学校 5 校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等 8 校、以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に検討する。また、同船の訓練海域を限定するなど、航海訓練の内容及び実習生定員を踏まえ、他の練習船よりも少ない要員とすることを検討する。

上記の他、航海訓練のあり方の全般的な見直しを踏まえ、職員の担当業務の適正化を含めた航海訓練の体制整備を推進する。

(2) 人材の活用の推進

船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に 40 名程度の人事交流を実施する。

また、職員採用について、内航海運、外航海運等における船員経験者を含めた採用ルートの拡大を検討する。

(3) 業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（それぞれ人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成23年度予算（対前年度比 3 % 減）を抑制する。
- ② 業務経費（それぞれ人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成23年度予算（対前年度比 1 % 減）を抑制する。
- ③ 海運会社、関連団体等から講師派遣を受けた海運業界の現状に係る講話、海事英語訓練の一部を外部委託する等の民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図り、民間開放を継続して実施する。
- ④ 社会状況等に応じた航海訓練のあり方に沿った管理部門の簡素化、契約

監視委員会による契約の適正化等を進めることにより、航海訓練業務を効率的に実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

航海訓練及び船内生活を通じて、新人船員に要求される資質、知識及び技能等のシーマンシップが身に付いた人材を育成するとともに、内航または外航海運業界から求められるニーズを踏まえた、安全かつ実践的な航海訓練の強化・充実を図るため、以下の(a)～(j)に掲げる取組を実施する。

(a) 三級海技士養成

引き続き日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施する。

- ① 船舶運航の基礎訓練を充実するとともに、ブリッジ・リソース・マネジメント訓練、電子海図情報表示システム（ECDIS）訓練、エンジンルーム・リソース・マネジメント訓練等のプログラムを策定する。
- ② 安全管理システム（以下、「SMS」という。）等に関する管理能力向上のための訓練を行う。
- ③ 船舶運航における実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を行う。
- ④ SOLAS 条約、ISM コード^{*1}、ISPS コード^{*2}等の国際条約に関する知識を高めるための訓練を行う。

* 1 ISM コード：国際安全管理コード

* 2 ISPS コード：船舶と港湾施設の国際保安コード

また、社船実習制度に関して、海運会社との連携を強化することにより、社船実習と一貫性を維持し効果的な航海訓練を実施する。

(b) 四級海技士養成

若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、以下の取組を実施する。

- ① 導入を計画する内航用練習船と他の練習船の訓練を組み合わせた内航船員養成訓練プログラムを策定する。また、船員教育機関等と連携した作業部会を開催して座学課程と一貫した訓練内容を検討する。

- ② 単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力の強化を目指した訓練を行う。
- ③ 内航海運の業務形態を理解させ、内航船員としての職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる取組を行う。

(c) その他の航海訓練の実施

- ① 六級海技士養成について、内航海運業界が要望する養成規模に応えつつ、短期間における即戦力を養成するための訓練を実施する。
- ② 外国人船員養成について、外航海運業界・団体等からの要望を踏まえ、国際的な船員としての資質の涵養、基本的な船舶運航技術を習得させるための訓練を実施する。

(d) 実習生の適正な配乗計画

船員教育機関等からの受託員数を踏まえ、当該年度の計画に基づき実習生を配乗する。また、実習生の配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。

(e) 訓練の達成目標

訓練の達成目標は以下のとおりとし、全員の訓練課程の修了を目指す。

- ① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養
- ② 国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得

(f) 運航設備・訓練設備等の整備

- ① 練習船の安全運航の確保及び環境保護への対応を維持するため、法定検査工事、保守整備を実施する。
- ② ECDIS 訓練装置を導入するほか、操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータ等の訓練機材の仕様を検討する。
- ③ シミュレータ訓練について、訓練プログラムの充実と職員間における共有化、インストラクタの継続的な養成を図る。
- ④ 内航用練習船に搭載する運航設備、訓練設備・機材等について仕様を検討する。
- ⑤ 船舶運航の安全、環境保護、船員の資格等に関する国際条約の内容を取り入れた教科参考資料等を作成する。

(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化

海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間 20 回程度開催する。

また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。

さらに、船員教育に係る検討会・会議等に参加し、これらにおいて示された海運事業者等のニーズ、求められる船員像、船員教育機関及び海運事業者との役割分担等に関する意見等を航海訓練に反映する。

(h) 実習生による訓練評価等

- ① 実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価を行い、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。
- ② これまで実施した訓練評価の検証結果を踏まえ、従来の訓練評価に加え個別訓練を対象とした評価を実施し、QSS（STCW 条約に基づく資質基準制度）のマネジメントレビューに活用する。

(i) 職員研修

職務別・階層別に応じた職員研修計画を作成し、内航船における乗船研修等の外部研修及び外部研修を修了した航海訓練所職員が他の職員に対して実施する研修を含め、延べ 110 名以上の職員に対し実施する。

(j) 安全管理の推進

- ① SMS 及び ISPS による船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の点検・見直しを行い、当該体制の維持・向上を図る。
- ② 「組織の安全管理の取組みに関する自己評価」（平成 22 年 3 月実施）から抽出された課題について、安全推進会議等を通じて職員に情報の共有化を行い、その対応を検討する。
- ③ 安全対策を強化するため、各種船上作業やヒヤリハット事例等について、リスクアセスメントを行い、作業手順書等を改善する。
- ④ 練習船支援体制を強化・充実するため、SMS に津波発生時の対応手順を追加する。
- ⑤ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を、外部機関との連携を視野に入れて企画・実施する。
- ⑥ 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促進のための協定を継続し、意見交換等から得た情報を練習船の安全管理に活用する。
- ⑦ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進活動計画を策定し実行する。

また、心理相談等の体制整備及びカウンセラー育成研修の受講等を継

続する。

(2) 研究の実施

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす等、独自研究と船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進し、その研究成果を航海訓練に活用する。

(a) 研究件数

期間中、独自研究については 16 件程度、共同研究については 14 件程度を実施する。

(b) 研究活動の活性化

研究活動を一層活性化するため、研究成果の指標による研究活動の年度評価を実施する。

船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進するため、関連機関との研究活動に関する意見交換、その他学術論文のデータベースの活用を図る。

また、第 3 期中期目標期間の共同研究を含めた研究活動の方針を検討する。

(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10 機関程度から合計 60 名程度の研修員を受け入れる。

また、運航実務研修の業務実績について、ホームページ等を活用した情報発信を行う。

② アジア人船員国際共同養成プロジェクトや承認船員制度に基づくフィリピン・マニラ等における無線講習等、国の施策、外国の政府機関、海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。

③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として延べ 19 名程度の職員を派遣する。

国際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等への職員の派遣、組織または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。

(b) 研究成果等の普及・活用

研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物(調査研究時報)の発行、ホームページへの情報掲載等により外部に積極的な情報発信を実施する。

- ① 船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を外部機関に提供する。
- ② 6 件程度の論文発表及び 6 件程度の学会発表を行う。

(c) 海事思想普及等の推進

海事産業の次世代人材確保育成等のため、以下の海事広報に関する活動を実施する。

- ① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を 12 回程度実施する。
- ② 海や船に親しむ体験型の活動を企画し、小中学生等を対象とするシップスクール（練習船見学会を含む）を 33 回程度実施する
- ③ 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。
- ④ 組織的な広報コミュニケーションを推進するため、組織の業務について、マスメディア、ホームページ、広報紙、航海訓練レポート（年度実績報告）、パンフレット等を通じて情報を発信する。
- ⑤ インターネットによる広報活動について、国民等にアピールするコンテンツの開発、関連機関等との相互リンク等の Web サイトの構成を見直す。

(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化

以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。

- ① 自己点検・評価体制について、監査・調査の仕組みを確実に機能させるとともに、業務実績に関するモニタリングを実施する。さらに、内部評価委員会の下部組織として新設した「業務推進・活性化委員会」を活用し、それらの仕組みの相互連携による業務の検証、改善を実施する。
- ② 全職員が、自己点検・評価体制の一員として機能し、業務の点検、評価を通じて意見・提案を行うことを引き続き推進する。
- ③ 倫理・コンプライアンスに係る教育について、新たに作成する「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、職員研修等を通じて計画的に実

施する。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

組織の情報セキュリティポリシーを踏まえた業務運営の効率化を推進するため、練習船と陸上を繋ぐ情報通信ネットワークによる業務運営の情報化・電子化、それを活用した役職員の迅速な情報の共有、紙媒体の削減等を実施する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定）を踏まえ、以下により自己収入の確保を図る。

- ① 船員教育機関との協議のうえ、訓練受託費の段階的引き上げについて、計画を定めて実施する。（平成 23 年度 7,000 円/人・月）
- ② 教科参考資料等の販売等を実施する。
- ③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。（平成 23 年度 4,000 円/人・日）
- ④ 船員教育の見直しに係る検討に参画し、その結果を踏まえた受益者負担のあり方について対応を検討する。

(2) 予算

独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

区 別	金額（百万円）
収入	
運営費交付金	5,608
船舶建造費補助金	450
業務収入	113
計	6,171
支出	
業務経費	1,344
船舶建造費	450
一般管理費	191
人件費	4,186
計	6,171

[人件費の見積り]

年度中総額3,400百万円を支出する。

但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

○運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

23年度・・・・・・所要額を積み上げ積算

24年度以降・・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総

額のうち平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額
－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（24年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件
費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置
することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排
除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一
般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額
計上経費＋特殊要因

3. 業務経費

教育経費

{前年度教育経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）±学
生数等の当年度増減に伴う額}×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者
物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費＋特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決
定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニー
ズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会に
よる評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成
過程において決定

所要額計上経費：公租公課、保険料等の所要額計上を必要とする経
費

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：中期計画期間中は0.97として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：中期計画期間中は0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は0として推計

- ・自己収入を増加させる方策として、新規事業によるもの、既存の自己収入の引き上げ等【再掲】

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額（百万円）
費用の部	5,763
經常経費	5,763
業務費	5,228
受託経費	0
一般管理費	493
原価償却費	42
収益の部	5,763
經常収益	5,763
運営費交付金収益	5,608
受託収入	0
業務収入	113
資産見返負債戻入	42
純利益	0
目的積立金崩額	0
総利益	0

注）航海訓練所における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(4) 期間中の資金計画

区 別	金額（百万円）
資金支出	6,171
業務活動による支出	5,721
投資活動による支出	450
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,171
業務活動による収入	5,721
運営費交付金による収入	5,608
業務収入	113
投資活動による収入	450
船舶建造費補助金による収入	450

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200 百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。

- (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進
- (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

- (a) 大成丸代船建造調査委員会の結果に基づく基本構想、仕様、概念設計

等を踏まえた内航用練習船の建造に向けた契約手続きに着手する。内航用練習船の建造に係る業務に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。

① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。

施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源
航海訓練所 練習船「大成丸」の代船	450	独立行政法人 航海訓練所 船舶建造費補助金

(注1) 国の「国庫債務負担行為」により、国からの建造費補助金の交付を3カ年間受けた後に民間から調達した資金を長期間に渡って返済する建造方式による。

(注2) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施を勘案した施設・設備の整備や老朽適合等を勘案した施設・設備の改修等を追加する等、変更されることもある。

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

(注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) 独立行政法人航海訓練所法(平成 1 1 年法律第 2 1 3 号)第 1 2 条第 1 項に規定する積立金の使途

第 2 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 2 期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。